

事 務 連 絡
平成30年4月25日

核燃料物質使用者 各位
核原料物質使用者

原子力規制庁原子力規制部
安全規制管理官(再処理・加工・使用担当)付

平成29年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について

平素より、原子力安全規制行政に御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。

原子炉等規制法に基づく核燃料物質使用者(原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者)及び核原料物質使用者に対し、これまでの任意の使用状況調査に変わり、平成28年度より、原子炉等規制法第68条第1項の規定に基づく立入検査を実施しているところです。

(平成28年4月13日第2回原子力規制委員会資料 <https://www.nsr.go.jp/data/000146895.pdf>)

平成30年4月25日の原子力規制委員会において、平成29年度の立入検査の結果を報告しました。検査の結果、違反事項は確認されなかったものの、安全性向上の観点から、同封の資料の別紙2に掲げられていることについて、原子力規制庁より改善を求めました。

他使用者に対する改善内容ではありますが、安全性向上の観点から、参考になるものと考えています。

つきましては、内容をご確認の上、自らの施設管理等の保安管理に照らし、同様な事例が確認された場合には、自ら改善していただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後とも、施設の安全確保、適切な保安管理に努めて頂きますよう、よろしくお願いいたします。

～本件に関する問い合わせ先～

原子力規制庁原子力規制部

安全規制管理官(再処理・加工・使用担当) 付 使用班

電話 03-5114-2115(直通)

平成29年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について

平成30年4月25日
原子力規制庁

核燃料物質使用者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）施行令第41条各号に該当しない使用者及び核原料物質使用者（以下「令第41条非該当使用者等」という。）に対して、平成28年度から、法第68条第1項の規定に基づく計画的な立入検査を実施することが、平成28年4月の原子力規制委員会において了承された。

平成29年度の実施結果を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく令第41条非該当使用者等に対する立入検査の実施要領」（平成28年4月27日 原子力規制委員会）に基づき、以下のとおり報告する。

1. 平成29年度立入検査対象

別紙1のとおり

2. 検査の観点

- ① 法第56条の2（記録）に定める放射線管理等の記録の有無及び適切性
- ② 法第56条の3（保安のために講ずべき措置）に従って講じる保安のために必要な措置（管理区域への立入制限、線量等に関する措置等）の実施状況
- ③ 以前に使用状況調査が実施されている場合、この際の指摘に対する措置の状況
- ④ その他保安のために必要な事項

3. 検査結果

(1) 法第62条の3（事故故障等の報告）に定める事象に該当するもの
なし

(2) (1) 以外で2. に違反するもの（軽微なものを除く）
なし

4. まとめ

平成29年度の立入検査においては、「法第62条の3に定めるもの」及び「違反（軽微なものを除く）」に該当する事象は認められなかった。

軽微なものについては、直ちに安全上問題となる事項ではないものの、安全性の向上の観点から改善事項として事業者に対して改善を求めた。当該措置の実施状況については今後の立入検査等において確認する。（別紙2参照）

なお、平成28年度の立入検査の結果は、令第41条非該当使用者等に周知しており、平成29年度の結果も周知することとする。

平成 29 年度立入検査対象

【核燃料物質使用者】

- ・ 国立大学法人筑波大学 アイソトープ環境動態研究センター
- ・ 学校法人立教学院 立教大学理学部
- ・ 公益財団法人日本分析センター むつ分析科学研究所
- ・ 株式会社 オハラ (核原料物質に係る検査を含む)
- ・ 一般財団法人九州環境管理協会 環境放射能分析室
- ・ 学校法人立教学院 立教大学原子力研究所
- ・ 三菱瓦斯化学株式会社 新潟研究所
- ・ 株式会社 三徳 第 3 工場
- ・ 和光純薬工業株式会社 大阪工場
- ・ 国立大学法人金沢大学 環日本海域環境研究センター低レベル放射能実験施設
- ・ 国立大学法人京都大学 エネルギー理工学研究所
- ・ 国立大学法人京都大学 医学部附属病院
- ・ 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所(令第41条非該当施設)
- ・ 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター(南地区)(令第41条非該当施設)

【核原料物質使用者】

- ・ 株式会社 京都バストピア富栖鉱山

全 15 事業所

安全性の向上の観点からの改善事項

立入検査を行った結果、以下の事項については、軽微なもので直ちに安全上問題となる事項ではないものの、安全性の向上の観点から事業者に対して改善を求めた。

(1) 施設に関するもの

- ①管理区域は壁、柵等で区画されているが、標識を設置していないことから標識を設置すること。(使用規則[※]第2条の11の3)
- ②廃棄施設に施設の標識は設置されているが、必要な注意事項が掲示されていないので、目につきやすい場所に掲示すること。(使用規則第2条の11の9)
- ③放射性廃棄物を封入した容器に標識はあるが、整理番号の表示がなく、記録と照合できないことから、整理番号を設け、記録と照合できるよう措置すること。(使用規則第2条の11の9)

(2) 記録等に関するもの

- ①保安教育については、教育資料により実施されていることは確認できるが、それらの記録(実施日、受講者等)がされていないため記録し、保存すること。(使用規則第2条の11)
- ②放射性廃棄物の廃棄状況については、現場確認、計量管理記録により確認できるが、放射性廃棄物の廃棄記録としての記録が整備されていなかったことから、記録を整備し、保存すること。(使用規則第2条の11)
- ③廃棄物管理状況報告書について、使用許可申請書上、保管廃棄することとなっている核燃料物質を貯蔵として取扱っていたため、当該報告書に計上されていなかったことから、是正すること。

(3) その他

- ①周辺監視区域は施錠管理等され、業務上立入る者以外の立入りは制限されているが、当該区域が周辺監視区域であり、立入制限区域であることが明確でないため、標識等によりわかるようにすること。

※ 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)